

重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、全国農業共済組合連合会（以下「本会」と言う。）における金融サービスの提供に関する法律（以下「金融サービス提供法」という。）により義務付けられた重要事項の説明及び勧誘方針の作成・公表について必要な事項を定め、金融サービス提供法の適正な運用を行うことを目的とする。

(重要事項の説明)

第2条 本会の実施する収入保険事業における加入対象者に対する重要事項の説明に当たっては、重要事項説明書を用いる。

② 前項の説明は、保険関係が成立する前までに行う。

(勧誘方針の策定)

第3条 勧誘方針については、別紙のとおり定める。

② 勧誘方針を書面とする場合は、文字の大きさを15ポイント以上で作成する。

(勧誘方針の公表)

第4条 前条の方針については、定款で定める広告の方法により公表する。

② 前条の公表の内容は、広報紙等を通じ、加入者に通知する。

(改正手続)

第5条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

1 この規則は、平成30年6月8日から実施する。

附 則

1 この規則の改正は、令和5年6月8日から施行する。

(別紙)

勧誘方針

全国農業共済組合連合会（以下「本会」と言う。）は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和し、農業の健全な発展に資することを目的として保険事業を実施しております。

これらの事業の推進に当たっては、「金融サービスの提供に関する法律」等に基づいて次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法、金融サービスの提供に関する法律およびその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
2. 皆さまの商品に対する知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 皆さまに収入保険事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 加入推進の方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。
6. 保険金の支払いについては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。

全国農業共済組合連合会